【旅客】行政処分状況（令和8年7月分）

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年7月9日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	中央交通株式会社　代表者　森　良知 沖縄県豊見城市伊良波157-1　みどりマンション1-F （法人番号7360001012745）
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	宮古島営業所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根895-4
(4)	行政処分又は命令の内容	文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送車両法第48条
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	新規許可事業者であることを端緒とし、令和8年6月18日監査実施。 1件の違反が認められた。 (1)定期点検整備等の一部未実施(道路運送車両法第48条)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（当該営業所）　0点 （事　業　者）　0点

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年7月31日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合同会社丸一タクシー　代表者　上地　正輝 沖縄県宮古島市平良字下里1307番地 （法人番号5360003005385）
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宮古島市平良字下里1307番地
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和8年6月19日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。 7件の違反が認められた。 (1)苦情記録の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項) (2)乗務員等台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項) (3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (4)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (5)運転者に対する適性診断の受診義務違反(運輸規則第38条第2項) (6)整備管理者変更未届出(道路運送車両法第52条) (7)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（当該営業所）　1点 （事　業　者）　1点